

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

平成27年10月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第六十五号)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年法内閣府令第44号)、子ども子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)、児童福祉法、品川区保育の実施等に関する条例、品川区保育の実施等に関する条例施行規則に基づき、保育所・幼稚園・認定こども園・特定家庭的保育事業等への入所を希望する児童への子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務を実施している。 当区は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の受付・審査・通知 ②子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受付 ③子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の変更申請の受付・審査・通知 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の職権による変更に係る審査・通知 ⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の取り消しに関する事実についての審査・通知 ⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請の受理・通知
③システムの名称	子ども・子育て支援システム”こあら” 中間サーバ 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)第1項および別表第一 第94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 第116項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区保育課
②所属長	保育課長 竹田 昌弘
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 子ども未来部 保育課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

